

明治中期の三井組大元方勘定目録

安岡重明

- 一、明治九年までの勘定目録
- 二、明治十年から二十五年までの勘定目録
- 三、明治二十年代後半の財産状態

一、明治九年までの勘定目録

日本における資本制の生成期の巨商たちの手元にそれまでの経済活動によって、いかほどの資本が蓄積されていたかは、興味のある問題である。それらの資本が新しい経済活動の諸分野にいかなる形で投下されたかがわかれば、なおさら興味深いし、資本制成立史の一つの重要な要因があまりかになつたことになる。最近、国民経済の規模で経済成長論の立場から、初期資本の問題の解明がすすめられているが、この問題は特定の巨商たちの突進の解明をも必要としていることは間違いないところである。本稿は、直接この問題にせまるものではなく、その巨商のひとつ三井家の明治中期までの資産状況をトレース

し、ひとつの参考資料を提供することを目的としている。

三井組の財産状態については、中田易直『三井高利』（昭和三十四年、吉川弘文館）、櫻井義雄『三井大元方の資本蓄積』専修大学論集、第二七号、昭和三十六年）、安岡重明『三井家初期の大元方勘定目録』（近世史研究、第四〇号、昭和四十一年）、安岡重明『明治六、七年の三井組店制』（同志社商学、第一八巻三・四号、昭和四十二年）などが若干とりあつかつている。

これらによると、宝永七（一七一〇）年七月の大元方の純資産は、銀八、八六四貫一七三匁七分二厘五毛（五八匁がえて約金一五万二、八三一兩）であつた。安永元年（一七七二）には、一三三万七、四六〇兩、慶応三年（一八六七）九七万六、七二六兩となつていた。慶応三年の資産の構成をみると、右のうち一三万六、二二四兩が不動産で、投融資額四七万八、二五〇兩、貸付金額一〇万八、三二九兩で現金及び非常予備金一萬四、七四二兩その他となつている。融資、貸付のなかには回収不能のものの相当多額あり、帳簿上は百万長者であつたが、実際は非常に窮迫した状態にあつた。

さて、明治に入つて明治五年末には、六六万九、二二三兩八錢一厘であつた。以上の金額はいずれも、大元方の純資産であり、この共有財産以外に三井大元方に参加していた同苗九家（のちに一家）の個別の財産は含まれていない。また共有財産であつても、勘定目録に計上されていない財産もあつたのではないかと推測できる。そして明治九年には、つぎのような

勘定録が残されている。⁽¹⁾金額は略記する。

(表紙)

「明治八年下半年季

同 九年上半年季 勘定目録写

同 下半年季

大元方役場」

(本文)

明治八年從七月十二月迄目録左之通

但當秋季ヨリ店々功納者別帳合目録相成事

資 料 (安岡)

入 方

一金二万一、二五八円八九錢九厘六毛 地所懸差引金残高
一金 四、八九五円 利足入

入金二万六、一五三円五九錢九厘六毛

払 方

一金 二、三三九厘 神仏諸入費払高
一金 六八六円三三錢八厘 臨時諸入費払高
一金 一、〇一五円 原野開墾場払高
一金 二、六〇〇円 利足払
一金二万〇、〇〇五円 御宅々定額并御役料共
一四四円五九錢三厘 各所出張旅費払高

一金 三六八〇錢

一金 八、六八五円一八錢四厘

一金 一、二九八八九錢

一金 二九八六二錢五厘

一金 二九〇八五錢一厘

入金二万三、七〇一円二九錢

出入差引

金二、四五二円三〇錢九厘六毛

残り高

右残金之儀者此度限り大元締江致入帳也

明治八年十二月三十一日

右相改由也

松田長右衛門
向井一郎兵衛

三郎助

永田 甚七
齊藤 純造
三野村利左衛門

大元方

明治九年一月ヨリ六月迄惣勘定左之通

入金 六九万〇五二九円八六錢九厘五毛 永々積立金
入金 四一〇円一五錢 八年春季配当金預り

一金 一、二八〇円五五銭 高 御宅々年賦かし
 同秋季分右同断
 右配当金残り
 之内年賦四口差引
 高

一金 一、二二三円五二銭九九

一金 一、八四〇円 九年春季銀行配当金
 八割通り
 神仏入費払高

一金 一〇万六、七一〇円 地券金代追テ消合可
 相成分
 御宅々賄入費払高
 勤番弁当代一二月分
 等席役料並目代日動
 月給共

一金 三万六、八八九円九七銭九一 御用所借但六月三十
 日迄日々出入差引定

一金 七、九四二円四八銭二厘 東京地所九年一月ヨ
 リ六月迄但地所宿料
 上リ高区入費差引
 原野開墾場諸入費
 各出張入費

一金 一、六三三円二八銭九厘 横浜石庫地始メ十五
 ケ所九年一月ヨリ六
 月迄地代藏敷宿料上
 リ高但シ区入費差引
 店内心付入費
 賄方諸入費

入金 八四万八、四五九円八四銭九厘五毛

出入差引 入金三、六一九円〇三銭五厘八毛 有高

入金 六三三円二八銭九厘

入金 一、六三三円二八銭九厘

入金 一、六三三円二八銭九厘

入金 一、六三三円二八銭九厘

入金 一、六三三円二八銭九厘

入金 一、六三三円二八銭九厘

入金 一、六三三円二八銭九厘

入金 一、六三三円二八銭九厘

入金 一、六三三円二八銭九厘

入金 一、六三三円二八銭九厘

入金 一、六三三円二八銭九厘

前書惣勘定之内仕訳ケ目録左之通

入方

一金七、九四二円四八銭二厘

東京所有地九年一月ヨリ
 六月迄地代宿料藏敷之内
 区入費差引上リ高

地券百九拾四口高
 所有土藏家屋代金
 時貸帳差引貸高
 米代金(米代貸金か)

資 料 (安岡)

一金一、六三三円二八錢九厘

横浜石庫地始々拾五ヶ所
右同斷
同所店目録書有之

右之通御座ハ依テ不足高者積金帳ヨリ払捨勘定如斯御座ハ以上
九年六月三十日
右相改申ハ以上

一金一、八四〇円

銀行配当金
八割通九年春季分

明治九年七月ヨリ十二月惣勘定左之通

入金一万一、四一五円七七錢一厘

入 方

私 方

一金 三六九円一七錢五厘

一金七、九四九円九九錢八厘

一金 一八円

一金 九五五円一八錢二厘

神仏入費私高
御宅々賄入費
勤番弁当代一二月分
等席役料並日代日勤月給
共

一金 六八八円九四錢九厘

一金六、一一九円一二錢六厘

一金 二五九円七八錢

一金 二五円

一金 二四四円二七錢四厘

入金一万六、六二九円四八錢四厘

入 方

入金一万一、四一五円七七錢一厘

出入差引

金五、二一三円七一錢三厘

不足

入金二一七万四、八五五円八五錢三厘八毛

一金九六万九、六八九円一一錢五八

一金 五七一円五二錢九九

一金 四六円八七錢

一金 二四七円

一金一〇〇万円

一金一〇万六、七一〇円

永々積立金
配当金残り預リ
同八年春季分預リ
同八年秋季分預リ
三井銀行預リ金
地券金預リ追テ消合可
相成分但地所勘定帳当
座口々有之分

一金八万七、五八五円一一錢五厘一毛

金庫ヨリ預リ
但九年七月ヨリ十二月
三十日迄

一金 九三円三三錢三厘

利足入

一金 九、九一二円八九錢

東京地所
九年下半年地代店賃上
リ高之内区入費□費水
賦金差引金上リ高

出方

一金	六三万五、五二六円二〇銭	地券金百九拾四ヶ所
一金	一七万二、三八八円四三銭四厘	所有家藏代価
一金	一〇〇万円	大元方持銀行券高募り金
一金	二五万円	御同苗方分右同断
一金	三万一、四〇〇円	貸附金高
一金	二、一九〇円也	宅々年賦かし金
一金	一万五、六四〇円五一銭五厘	口々時価差引高
一金	一〇八円二七銭二厘	地所勘定帳当座口年賦かし金
一金	二五円	育虎方一時金
一金	九、二九五円七二銭一厘	米代貸金
一金	匹、三五〇円	宅々賄料
一金	九二〇円七八銭	別宅役料
一金	三九九円三五銭	勤仕月々賄料
一金	一八円七五銭	店內心附ヶ費
一金	三六八円二八銭	各所出張旅費
一金	一円三七銭	進印入費
一金	二七〇円七五銭	神仏入費
一金	六六六円三二銭二厘	臨時諸入費
一金	一、二七五円	下総十合二榎 □□季村開墾諸入費
一金	五万円	九年下半年銀行預り金利 足払

但シ此利足ハ銀行純益金ヨリ償却ニ可相成事

出方

入金	金二二七万四、八四四円七四銭五厘	東京所有地、九年七月ヨリ十二月迄
入金	金二二七万四、八五五円八五銭三厘八毛	地代宿料蔵款之内区入費諸入費差引
差引	金一一円一〇銭八厘八毛	金上り高
		有高
		前書惣勘定之内仕訳ヶ目録左之通
入金	九、九一一円八九銭	東京所有地、九年七月ヨリ十二月迄
入金	九三円三三銭三厘	利足入
入金	金二万〇、〇〇六円二二銭三厘	御宅々賄料
入金	金四、三五〇円	別宅役料
入金	九二〇円七八銭	勤仕之者月々賄料
入金	三九九円三五銭	店內心附費
入金	一八円七五銭	各所出張旅費
入金	三六八円二八銭	進印入費
入金	一円三七銭	神仏入費
入金	二七〇円七五銭	臨時諸入費
入金	六六六円三二銭三厘	

一金一、二七五円也

出方

入金八、二七〇円六〇銭三厘

入方

入金一万〇、〇〇六円二二銭三厘

差引

金一、七三五円六六銭

延金

右之通御座也

明治九年十二月三十一日

下総十倉二村開墾墾諸入費

らなっている。

明治九年上半期の惣勘定目録には、財産勘定と損益勘定とが含まれている。「入方」の冒頭にある「永々積立金」六九万〇五二九円余は、金額からみて従来の前期末に当期首の「有物」(純資産)にあたると思われる。借方にあたる「出方」には、地券一九四口高六三万円余、所有土蔵家屋代金一六万円余のほか時貸帳差引貸高、米代貸金、御宅々年賦かし、地代勘定帳当座口之内年賦四口差引貸高がある。このあとの神仏入費、払高以下九科目は損益勘定に相当する部分である。さきの入方についても、同様であって、入方の「九年春季銀行配当金八割通り」一、八四〇円、および末尾の地代・宿料の二科目の計三科目は損益勘定に属するものとみられる。入方、出方双方について、これら損益の勘定科目は、そのまま損益計算書にあたる「前書惣勘定之内仕訳ケ目録」のなかに出てきている。しかし「惣勘定」の出入の差(有高)が三、六一九円〇三銭五厘八毛であるのは記録が不完全であるからと推察される。「仕訳ケ目録」では五、二一三円七一銭三厘の損失を表わしている。そして不足高は積金帳より払捨勘定にしているといっている。ここで、蓄積財産を記帳していたと思われる積金帳が存在していたことが明かとなる。

明治八年下半季は、損益(収入・支出)計算のみしかない。見出しに「但当秋季ヨリ店々功納ハ別帳合目録相成候事」とある。八年後半以後の店々功納が別帳合になったことは、店制の基本にふれる問題である。八年三月に三井組を三井バンクと改称したときに、「今般三井組を三井バンクと相改、大改革致し候に付、是迄三井組大元方を三井バンクと相改、大改革致し候に三井バンク大元締役場より規則申渡候間、此段一統相心得可申候也」と大元方の地位・権限を後退させたことがあった。店々から大元方へ納められていた功納が別帳合になったことは、恐らく銀行の優位化、大元方の後退と関係があるだろう。

収入(入方)は、地所懸差引金残高と利足入の二科目だけである。支出(私方)は、同苗の定額・役料のほか手代の役料、目代・日勤席の月給、利足払高、原野開墾場払高、臨時入費などが

明治九年下半季の「惣勘定」入方では、永々積立金が前期よりも二七万九、一六〇円増加している。九年前期には損益勘定は不足であったのに増加しているのである。大きい変化としては、入方に三井銀行預り金一〇〇万円、金庫ヨリ預り金八万七、

五八五円があり、出方に大元方持銀行券高募り金一〇〇万円、同苗方銀行券高募り金二五万円、貸附金高三万一千四〇〇円、九年下半年銀行預り金利息五五万円などがある。概算でいえば、入方の永々積立金の増加分約二八万円が同苗の三井銀行株購入資金二五万円その他と見合った形になっている。とくに注意すべきは同苗の株購入資金二五万円は、永々積立金の増加の形で提供されていることである。別途積立金の一部が永々積立金に加えられたのであろうか。

以上の経過をへて、大元方勘定目録は、明治十年以後の形態へ変化していくのである。明治九年下半季のそれは、明治十年以後のものと、ほぼ同一の形になっている。諸科目の金額もほぼ連続性をもつようになっているのである。

(1) 三井文庫所蔵文書。

(2) 『三井銀行八十年史』七八ページ。

一、明治十年から二十五年までの勘定目録

明治十年以降二十五年までの大元方勘定目録は、たて野和紙にかかれたもので、合本にされて保存されている。江戸時代の「大元方勘定目録」が半紙を横長折りにしたいわゆる長帳であったのと同様をことにしている。しかし記帳の形式はほぼ同一である。財産計算と損益計算の二つの面から利益の算出が行なわれている。まず貸借対照表の資本、負債の「入方」、資産の「右之内出方」があり、両者の差引が「出入差引金」となっている。入方マイナス出方がプラスのときは、純資産の減少をあら

わす〔残り高〕、明治十年勘定目録参照。

ついで「半季贈受払之部」があつて、「入方」が収入、「仕払方」が支出となつていて、差引高がその期の収益または損失である。そして、財産計算と損益計算の結果が一致している。

大元方勘定目録の第一回目のものである宝永七年のそれと基本的なことなる点は、宝永のものでは不動産とみられる江戸惣家有高、大坂惣家有高が別勘定になつていて最後に合計されていたが、明治十年のものでは、前半の貸借対照表の部分に計上され、形式的には完全化している点である。明治十年上半季の大元方勘定目録をかかげる。金額は十、百、千、万を略した。

明治十年
從二月六日迄 大元方總勘定目録

入方

一金一、一一三、二三六・八一七	永々積立金
一金一、〇〇〇、〇〇〇・一	銀行預り
一金 一〇〇、〇〇〇・一	溝口殿預り
一金 一一〇・七二八	当座貸借差引預り
一金 一一二・二五	配当金渡シ残預り
一金 二五、四一七・七一四三	金庫受渡シ差引預り
一金 一三二、四五七・五四二	西京出張所貸借差引預り
一金 九六、八七五・一	九年下半年初度銀行純益金
入メ金二、四六八、二一〇円〇五一三	

右ノ内出方

- 一金 七三五、〇三六・二六六 所有地券金高
- 一金 二二四、二九三・九二八 河土藏家屋敷代金高
- 一金 一、〇〇〇、〇〇〇・一 銀行株金募り高
- 一金 二五〇、〇〇〇・一 右同断御同苗方ノ分
- 一金 一〇〇、〇〇〇・一 溝口銀行預ケ
- 一金 五〇、三五〇・一 貸附金高
- 一金 二、〇〇〇・一 宅々年賦貸金
- 一金 五〇、〇〇〇・一 銀行預り金百万円
九年下半年利息払
- 一金 五〇、〇〇〇・一 同当座貸金
- 一金 一七・六五一 地所掛附込追而精算迄貸金

- 出入差引金 出金 二、四六一、七九七円八四五 払高
 - 六、四一二円二〇六三 残り高
- 右之通十年上半季所有物并貸借共如此相違無之也

半季贈受払之部

- 一金 一一、二八三・一一八五 所有地々代家賃諸入費差引上
リ高
- 一金 五九一・一三九 利足入
- 右ヲ以テ仕払方左ニ
- 入金 一一、八七四・二五七五
- 一金 一、〇五二・六九二 利足払高
- 一金 五、九五〇・一 宅々定額贈高
- 一金 七〇〇・一 松坂宅贈臨時繰越

一金 四八九・二三一

明治七八年分
西京出張所繰越高

- 一金 一、四八八・八五 九年下半年目録配当金並酒餅料
- 一金 四、一〇五・七五 惣役員月給役料共
- 一金 一六・七五 店內其外心附費
- 一金 五四三・五九四 各所出張旅費
- 一金 二二五・一八六 神仏諸入費
- 一金 二〇三・一七五 諸方進物入費
- 一金 二四五・八六六 贈方入費
- 一金 四七一・八八八 臨時諸入費
- 一金 九〇〇・一 下総開墾場十余二村入費
- 一金 三五六・七二七 育兒方入費
- 入金 一八、二八六円四六三八 払高

- 出入差引金 六、四一二円二〇六三 不足
- 右之通十年上半季贈受払差引相違無御座也

明治十年六月

- 向井市郎兵衛
- 笹山 豊平
- 松田長右衛門
- 西田 善七
- 三郎助

- 右相改申候
- 齊藤 純造
- 永田 甚七

明治十五年下半季から、半季贈受私之部の入方の形式は、表面上かなりかわる。「所有地代家賃入差引上り高」の科目が「当半期中地代宿料蔵敷取立之内諸入費差引残高」となり、このなかで収入の明細と支出の明細がかきわけられるようになったことである。参考のために、明治二十五下期の同科目の明細を示しておく。

一金二八、〇二三円八七七
(明治二十五年下半季)
 当半季中地代宿料
 蔵敷取立之内諸差引残高

内仕分入方

金 二二三・四四六	東京	十七年下半季より地代
金 一三七・八〇二	右同所	廿四年上半季地代
金 一、四一六・四五六	右同所	廿四年下半季地代
金 四・一八八	右同所	同断家賃
金九、二九九・八四七	右同所	廿五年上半季地代
金 三九九・一〇九	東京	廿五年上半季家賃
金 五五八・一六五	右同所	同断蔵敷
金九、三八四・九四八	右同所	廿五年下半季地代
金 一六九・一一一	右同所	同断家賃
金 一、九〇二・二三四	右同所	同断蔵敷
金 二六二・八四六	京都	廿五年上半季地代宿料取入高
金二、六三八・一一二	大坂	廿五年上半季地代宿料取立之内諸入費差引高

金 一五三・七一六	河内新田右同断
金五、七六〇・一二三	横浜右同断
金一、九四九・一九五	神戸右同断
金 三二〇・六一三	京都旧間ノ町店 <small>十七年ヨリ 廿五年下半季迄</small>
金 五六・八五一	建物家賃
拾七口ノ金三四、六三六円七八二	東京越前縣武丁目六番地廿五年後半季 家賃稅物産會社及親糸分社ヨリ展入

仕分出方

金 五五・六三三	東京	廿一年下半季ノ地租
金 二二三・一三六	右同所	同断地租割稅
金 四・〇六九	右同所	同断区費
金 三・九三	右同所	同断市稅
金 二・六五一	右同所	同断地方稅
金 一・〇三四	東京	廿四年上半季地所付營繕費
金 一・二一九	右同所	廿四年下半季地所付營繕費
金 二・一一七	右同所	同断上水料
金 一六・八三八	右同所	同断路次地代
金三、〇四八・八四五	右同所	廿五年度前季地租
金一、二七九・八五九	右同所	同断市稅
金 三六五・七一二	右同所	同断特別稅
金 七六一・八五七	右同所	同断地租割稅
金 一九八・五九一	右同所	同断家屋稅

入 方 (単位円, 円未満略)

銀行純益 金前分 預り	銀行純益 金利息差 引預り	第一銀行 純益	西京口々 預り	(銀行)純益 金積立金	西京占預 り *	別簿預り	入方計
96,875							2,468,210
75,000	46,875						2,470,543
75,000	71,875						2,445,133
68,750	146,875	12,325					2,550,189
			11,759	311,911	842,090		3,380,641
				383,476	850,799		3,442,807
				479,542	844,012		3,261,722
				574,433	843,412		3,314,829
				668,126	843,458		3,399,684
				769,590	843,471	258,000	3,755,045
				886,331	843,445	257,500	3,892,907
				994,937	842,090	250,000	4,024,506
				1,130,027	842,090	250,000	4,156,270
				1,350,350	842,090	250,000	3,382,308
				1,367,993	842,090	250,000	3,411,791
				1,458,885	842,090	250,000	3,506,390
				1,549,593	842,090	250,000	3,607,148
				1,667,547	842,090	250,000	3,197,669
				1,162,368	842,090	250,000	3,322,081
				1,269,185	842,090	250,000	3,503,692
				1,370,096	842,090	250,000	3,607,827
				1,478,449	842,090	250,000	3,685,033
				1,589,123	842,090	250,000	3,796,401
				1,714,673	842,090	250,000	3,941,692
				1,825,889	842,090	250,000	3,987,855
				1,847,347	842,090	250,000	4,033,112
				1,868,804	842,090	250,000	4,073,861
				1,519,763	842,090	250,000	3,815,137
				1,573,721	842,090	250,000	3,893,441
銀行当座 借越高				1,615,179	842,090	250,000	3,972,761
				1,654,212	842,090	250,000	4,080,118
3,437				1,721,431	842,090	250,000	6,245,968

旧預り金差引預り高」となる。

第 1 表 大元方勘定目録

	永々積立金	銀行預り	溝口股 預り	当座貸借 差引預り	配当金渡 残 預り	金庫受渡 し差引預 り	西京出張 所貸借差 引預り
明治10年前期	1,113,236	1,000,000	100,000	110	112	25,417	132,457
後	1,110,402	1,000,000	100,000	7,170	43		131,052
11年前	1,064,401	1,000,000	100,000	3,037	43		130,739
後	1,082,777	1,000,000	100,000	6,346	43		133,071
12年前	1,136,480	1,000,000		78,400			
後	1,126,476	1,000,000		82,054			
13年前	891,345	1,000,000		46,823			
下	853,885	1,000,000		43,097			
14年上	852,010	1,000,000		36,089			
下	854,372	1,000,000		29,610			
15年上	859,422	1,000,000		46,208	諸預り		
下	866,599	1,000,000		62,043	8,835		
16年上	863,634	1,000,000		62,183	8,335		
下	893,842			38,221	7,805		
17年上	903,325			40,597	7,785		
下	914,590			33,128	7,695		
18年上	923,963			33,833	7,666		
下	382,604			50,786	4,642		
19年上	991,283			72,173	4,166		
下	1,138,299				4,116		
20年上	1,141,524				4,116		
下	1,110,377				4,116		
21年上	1,111,070				4,116		
下	1,130,811				4,116		
22年上	1,065,758				4,116		
下	1,089,558				4,116		
23年上	1,108,849				4,116	同苗積立 金預り	
下	1,132,110			601	4,116	66,455	
24年上	1,153,292			6,864	4,116	63,355	
下	1,186,882			10,344	4,116	64,148	
25年上	1,201,088			3,891	68,787	60,048	借入金
下	1,262,029			28,061	70,710	68,207	2,000,000

注* この欄は13年上半季より「西京

料 (安岡)

資

- 金 一三七・四三五 右同所同断市税
- 金 一一・四五八 東京廿五年前季特別税
- 金 一一・四八一 右同所同断区費
- 金 三四三・四三九 右同所同断上水料
- 金 一八九・一八一 右同所同断地所付管繕費
- 金 三・四八四 右同所同断路次地代
- 金 一八・六〇 東京兜橋橋台并敷石等修繕費
- 金 三・三〇 東京 廿四年度前季上水料
- 金 三二・四六六 右同所同断地所付管繕費
- 金 一・四八 右同所同断路次地代
- 金 九四・五六 京都 廿五年下季諸入費
- 廿六口×金六、六一二円九〇五

つぎに、大元方勘定目録の概要を示すために、目録の全勘定を一覧表に整理した(第一〜四表)。三井組の動向と大元方勘定目録の趨勢とを密接に関連づけることは、まだほとんど未開拓である明治期の三井研究の現状では無理であるが、この期の大元方の性格を知るための最重要の史料のひとつであるから、気づいた点を指摘しておきたい。

関連帳簿をみていない現在では、大元方勘定目録の数字のすべてを説明することができないが、さいわい、明治十二年から明治二十五年までの純益帳のほか、二、三の補助資料をみるこ

入方 永々積立金は、すでにのべたように資本金のような性格をもつようにも思われるが、立ち入ったことはわからない。銀行預り百万円は、大元方名儀の三井銀行出資金を同銀行から借りたものであつて、これは明治十六年十二月末に積立ての純益金をもつて支払われた。その経緯を示すため、純益帳から引用するつぎのとおりである。

明治九年十二月三十一日	銀行預り百万円	十六年十二月三十一日	銀行預り百万円
日返済ニ付、同日回藏濟之上、返済証書并抵当品受取申付、依テ返済手續左ニ			
十六年下半季ノ高	金百三拾五万三百五拾円拾錢貳厘五毛	十三年十月七日銀行預ケ	八万円
		委細ハ貸借帳ニ有之	
金 九万円	十四年三月三十一日	右同断	
金 拾万円	十四年八月四日	右同断	
金 拾貳万円	十五年三月十一日	右同断	
金 壹万五千元	十五年六月十九日	右同断	
金 貳万円	十五年六月廿一日	右同断	
金 壹万円	十五年六月廿八日	右同断	
金 九万円	十五年七月廿五日	右同断	
金 拾壹万円	十五年十二月廿八日	右同断	
金 拾壹万円	十六年二月二日	右同断	
金 五万五千元	十六年六月三十日	右同断	
金 七万五千元	十六年八月三日	右同断	

第2表 大元方勘定目録 出方 (単位円, 円未満略)

	所有地券 金高	所有土蔵 家屋敷 代金高	銀行株金 募り高	銀行株金 御同苗ノ 分	溝口分 銀行預ケ	銀行預り 金百万円 利息	貸付金高	宅年 賦貸金	地所掛リ 附込追而 精算之上 かし	金庫受渡 シ差引預 ケ高	銀行当 座預ケ	第一銀行 株券1500 枚代	起業公債 募り金	地所売払 金ヨリ起 業公債買 入代価	純益金ヲ 以テ公債 証券株券 買入代価 高	地所並ビ ニ土蔵家 屋売払高 差引不足 高	西京古瀬 据置貸附 金	純益金ヲ 以テ公債 証券株券 買入代価 付預ケ金	期末有金 銀行預ケ 高	秩録公債 額面高	御賞典金 録公債有 物代	当座貸借 残高	鉄道会社 株金払込	出方計	出入差引
明治10年上期	735,036	224,293	1,000,000	250,000	100,000	50,000	50,350	2,100	17		50,000													2,461,797	- 6,412
下	737,913	214,480	1,000,000	250,000	100,000	50,000	49,730	2,010	986	74,278														2,479,398	8,855
11 上	613,499	188,826	1,000,000	250,000	100,000	銀行定期 預ケ金	55,454	1,830		740	162,000	84,000												2,456,350	11,217
下	609,163	196,662	1,000,000	250,000	100,000	銀行定期 預ケ金	55,184	6,480	金庫有金 高	16,631	162,000	39,280												2,547,622	- 2,566
12 上	633,334	172,039	1,000,000	250,000		76,600	52,400	7,980		911	150,000	28,350	108,130											3,373,870	- 6,771
下	631,426	170,301	1,000,000	250,000			125,264		1,267				124,345	380,925	51,293	716,362								3,451,186	8,378
13 上	399,645	171,733	1,000,000	250,000			65,014		24,252				126,350	471,175	50,572	707,365								3,266,107	4,385
下	356,732	171,632	1,000,000	250,000			95,514			27,067			126,350	471,175	50,502	692,250	80,000							3,321,225	6,396
14 上	362,912	165,310	1,000,000	250,000			99,432						126,350	471,175	47,836	692,250	170,000	15,867						3,401,135	1,450
下	360,954	156,524	1,000,000	500,000			106,278						126,350	471,175	51,192	692,250	270,000	25,217						3,759,944	4,899
15 上	374,869	154,441	1,000,000	500,000			118,022						126,350	445,650	49,170	692,250	435,000	5,051						3,900,807	7,899
下	374,067	153,722	1,000,000	500,000			113,527						126,350	381,250	47,373	692,250	635,000	8,471						4,032,014	7,598
16 上	360,562	152,839	1,000,000	500,000			115,878						136,815	353,325	42,560	692,250	800,000	2,809						4,153,847	576
下	356,991	153,018	1,000,000	500,000			161,725						136,815	345,900	39,144	692,250		5,880						3,391,724	9,415
17 上	356,831	153,003	1,000,000	500,000			95,864						200,095	363,980	33,979	692,250		20,209						3,421,213	9,422
下	356,720	153,372	1,000,000	500,000			105,280						209,828	444,305	38,655	692,250		15,239						3,515,652	9,262
18 上	347,597	153,616	1,000,000	500,000			114,295						209,828	475,861	24,565	692,250		100,011						3,617,962	10,820
下	339,735	153,481	1,000,000	500,000			101,174							264,858	29,029	692,250		123,746		2,005				3,206,281	8,611
19 上	333,367	152,617	500,000	1,000,000			109,134							276,858	29,665	692,250		225,894		2,005				3,326,794	4,712
下	348,804	114,136	500,000	1,000,000			61,091							269,158	54,847	692,250		306,418		2,005	101,359	56,000		3,506,073	2,380
20 上	348,821	114,136	500,000	1,000,000			61,332							354,158	54,847	692,250		289,070		2,005	145,137	64,000		3,625,761	17,933
下	349,212	114,511	500,000	1,000,000			57,290							422,148	54,847	692,250		163,987		2,005	256,779	72,000		3,685,033	50,338
21 上	349,505	114,197	500,000	1,000,000			57,692							424,148	55,169	692,250		226,113		2,005	307,554	86,600		3,815,296	18,895
下	348,935	113,927	500,000	1,000,000			58,144							425,148	51,676	692,250		50,135		2,005	538,230	95,988		3,876,441	-65,250
22 上	346,386	137,380	500,000	1,000,000			58,564							397,300	46,941	692,250		254,248		2,005	470,402	105,316		4,010,795	22,940
下	347,636	137,341	500,000	1,000,000			58,381							397,800	52,249	692,250		325,877		2,005	422,350	114,644		4,050,537	17,424
23 上	350,345	137,341	500,000	1,000,000			58,296							398,300	57,040	692,250		409,311		2,005	367,488	123,972		4,096,263	22,401
下	350,345	138,123	500,000	1,000,000			57,948							398,300	57,040	692,250		506,297		2,005		133,300		3,835,611	20,474
24 上	348,845	145,757	500,000	1,000,000		300,000	57,768							398,300	52,893	692,250		278,403		2,005		149,950		3,926,173	32,732
下	348,041	145,323	500,000	1,000,000		600,000	57,535							400,293	47,743	692,250		42,997		2,005		149,950		3,986,191	13,429
25 上	347,928	145,688	500,000	1,000,000			60,132			三井鉱山会 社資本金				1,185,993	46,806	692,250		7,389		2,005		149,950		4,133,145	58,026
下	347,295	150,369	500,000	1,000,000			77,352			2,000,000				1,278,178	46,869	692,250				1,435		159,940		6,253,691	- 7,723

注1) 1回しか現われない科目は下記のとおり。
 11年上期, 起業公債募り金 84,000円
 11年下期, 起業公債減額につき銀行当座利付
 預ケ 76,600円
 東京府金録公債 595円
 12年上期, 純益金ヨリ公債証券並株券買入相
 場直達払高 13,614円
 株式取引所株 7,700円
 金録公債高 2,005円
 新出公債西京貸付 60,000円
 西京口々貸付金 30,581円

注2) 12年上期の秩録公債高, 起業公債高, 第一銀行
 株券高, 株式取引所株券高, 銀行定期預ケ金は,
 12年下期以降「純益金ヨリ公債証券並株券買入
 代価高」の欄に入る。

第3表 賄受払之部 入方 (単位円, 円未満略)

	所有地代 家賃入費差 引上り高	利足代	十余二村 小作 地稅	十余二村 臨時収入	十余二村 張所製茶 却代差引	十余二村 出の地租と 茶	合計
明治10年上期	11,283	591					11,874
下	16,773	5,420					22,193
11 上	16,873	8,117					24,990
下	18,548	9,872					28,421
12 上	16,858	1,056	370				18,285
下	19,271	8,156	719				28,145
13 上	18,037	7,306				425	25,343
下	17,338	10,306					28,070
14 上	17,264	6,544					23,809
下	21,170	5,408					29,679
15 上	21,748	5,937					27,686
下	21,055	8,823					29,878
16 上	21,773	6,580				91	28,354
下	20,055	9,408					29,555
17 上	21,471	9,190				766	30,662
下	18,437	9,281				251	28,487
18 上	19,958	9,504				888	29,714
下	16,955	2,088				680	19,932
19 上	19,763	2,873				507	23,317
下	21,095	1,970	250			686	23,793
20 上	23,180	2,420	100			700	26,386
下	21,955	5,365	243 226	72		741	28,564
21 上	23,993	5,284	99			214	30,118
下	23,788	4,930	285	桐 470		637	29,689
22 上	24,017	5,587	163			428	30,416
下	23,918	5,794	305	桐 700		760	31,147
23 上	23,179	6,317	786			505	30,935
下	21,603	6,988	409			491	335 29,508
24 上	25,572	15,181	335			722	41,580
下	23,315	8,350	225	山林 339		854	32,953
25 上	29,479	45,162	374	〃 416		377	76,286
下	28,023		196	藍その他			28,733

注 明治22年上半に諸賄入費戻入9円あり、「桐・藍」などは販売代金である。

出 方 (単位円, 円未満略)

臨 時 諸 入 費	下 場 入	総 開 張 所 費	壱 十 余 張 入	十 二 村 他 場 費	育 児 方 入 費	地 所 入 費	營 繕 費	勤 番 手 当	役 料 当	税 金 納	金 金	合 計	入 方 と 差 引
1,471		900			36		756					18,286	- 6,412
391		801			67	1,081						13,338	8,855
1,008		715			79	959						13,773	11,217
1,636		242			76	2,884		510				30,988	- 2,566
2,361		200			79	457		735				25,056	- 6,771
792					86	1,204		1,602				19,769	8,378
809		620		667	91	523		1,317				20,958	4,385
1,205					100	2,652		910				21,673	6,396
2,232	1,296				173	1,229		1,228				22,358	1,450
3,655	742				111	1,120		1,380				24,780	4,899
666	1,500				107	227		1,094				19,787	7,899
3,722	1,189				102	403		1,087				22,370	7,508
7,741	1,300		恵与金		73			2,540				27,778	576
699	500			677	83			2,185				20,139	9,415
2,480	200			550	81			2,330				21,239	9,422
840	500				55			2,077				19,224	9,262
1,243	500				30			1,484				18,894	10,820
4,882	400			700				1,555				11,321	8,611
10,720	400			750				3,001				18,604	4,712
700	300			350								21,413	2,380
70,548	300			600								8,453	17,933
965	400			500								78,902	-50,338
86,678	100			500						45		11,222	18,895
112	500			400						45		94,939	-65,250
309	300			600						58		7,476	22,940
1	300			320						111		13,723	17,424
221	400			1,386						66		8,583	22,401
50	400			400						84		9,033	20,474
1,520	400			907						62		8,847	32,732
1,845	400			420						3,245		19,523	13,429
3,651	400			700						3,219		18,260	58,026
	300			350						4,077		21,010	7,723

明治7・8年西京出張所繰越高489円がある。

第4表 賄受払之部

	利 足 払	宅 々 高	定 額 高	先 期 目 録 並 金 酒 餼 料	員 給 料 共	吉 内 心 附 費	各 所 出 張 旅 費	神 仏 諸 入 費	諸 方 進 物 入 費	賄 入 費	方 費
明治10年上期	1,052	5,950	1,488	4,105	116	543	225	203	245		
下	2,135	5,950	947	1,576	42	104	140	1	99		
11 上	1,869	5,950	982	1,830	40	126	45	80	84		
下	8,645	11,900	1,187	1,883	38	1,573	227	101	80		
12 上	79	{ 5,950 11,900	1,166	1,811	47	150	95	10	12		
下		11,900	1,349	2,319	48	153	274		39		
13 上		11,900	1,518	2,069	38	1,123	124		155		
下		11,900	1,303	2,217	57	1,005	238		83		
14 上		11,900	1,280	2,275	47	477	94		123		
下		11,900	1,221	2,775	55	1,300	428		87		
15 上		11,900	1,034	2,442	41	577	76		118		
下		11,900	937	2,300	29	204	360		133		
16 上		11,900	925	2,457	72	425	176		164		
下		11,900	876	2,382	53		724		56		
17 上		11,900	764	2,348	57	211	69		244		
下		11,900	795	2,276	42	155	485		96		
18 上		11,900	825	2,314	64	201	236		93		
下			958	1,913	49	281	453		126		
19 上			907	1,827	42	618	146		191		
下			913	1,827	57	800	164		170		
20 上			1,339	1,921	52	1,230	219		42		
下			1,270	1,926	54	320	907		129		
21 上			1,330	1,972	56	1,352	2,055		80		
下			1,106	1,994	50	51	787	特別賞与	204		
22 上			1,414	1,944	53	7	84	金			
下			1,194	1,894	50	117	865	5,768	74		
23 上			1,517	1,914	53	60	588		35		
下			1,144	2,104	49	768	1,118		83		
24 上			1,143	2,019	53	652	568		56		
下			808	2,849	49	187	877	6,010	110		
25 上			1,602	4,050	45	22	3,207		199		
下	1,582		1,418	4,674	45	2	823		1,062		

注 明治10年上期には松坂宅賄臨時繰越700円、

金五万五千円 十六年十二月廿八日 右同断

金九拾三万円

金七万円

十六年十二月三十一日貸借帳
附此帳面は借入高、但前記記載有之候事

金百万円

右口、預ヶ高受取并不足七万円借入とも合百万円に充テ及返
済い、依テ後年見競之為メ貸借帳ガ写置い処相違無之由也

貸借帳之内借方写左ニ

明治九年十二月三十一日

金百万円

銀行預り

明治十六年十二月三十一日

出金百万円

此度返済ニ付
銀行大元締江渡ス

出入なし

十六年十二月有品代

金三拾四万五千九百円

- 第一銀行株千五百株
- 株式取引所株七拾七株
- 起業公債拾式万円
- 毫割金録 拾万円
- 七分金録 拾万五千円
- 四拾八万式千七百円 恒百田建

明治十七年一月四日写ス

純益積立金については、純益帳があるので、その内訳けの大
要はわかる。純益帳の年々の精算額が大元方勘定目録の「純益
積立金」の科目に記載されているのである。この帳簿に記載さ

れる純益金は、三井銀行純益金ニ配当金(大元方持株、同苗持
株とも)、諸公債利足、定期預金利足、第一国立銀行純益金な
どであり、これらが積立てられ、一部が株式や公債への投資に
向けられているのである。たとえば、十五年上半季末の純益積
立金八八万六、三三一円三二錢四五ののうち四四方五、六五〇円
が諸株券並公債証書買入代で四三方五、〇〇〇円が利附預ヶと
なっている。

また二十二年下半季の純益積立金一八四万七、三四七円二八
錢三五のうち、株式・公債の金額はつぎのとおりである。

- 金一九万八、〇〇〇円 第一銀行株千七百株之代
- 金一五万三、〇〇〇円 右同断新株千七百株ノ半額之代
- 金四万二、三〇〇円 整理公債四万二三〇〇円之代
- 金四、五〇〇円 利根運河会社株百株之代
- 計三九万七、八〇〇円

明治二五年にはつぎのように多額の株式を買い求めている。

- 二五年四月一四日 七万二、〇〇〇円 第一国立銀行株八〇〇株買入
代銀行ノ
- 二五年六月二四日二七万〇、〇〇〇円 日本銀行株式壹千株買入代一
株ニ付二七〇四之割銀行券
- 二五年六月二四日三八万二、八〇〇円 第一国立銀行株式四四〇〇株
買入代一株ニ付八七四之割
- 六万〇、九〇〇円 同七〇〇株買入代壹株ニ付八
七四之割

明治二十五年下半季末の純益積立金一七二万一、四三二円二
八錢三厘の内訳は、

- 九万五八、八八五円 第一国立銀行株一万二、〇三〇株

七、〇〇〇円 利根運河会社株百株

二七万〇、〇〇〇円 日本銀行株千株

四万二、三〇〇円 整理公債証書四万二、三〇〇円

四四方三、二四六円二八二 現金

なおこの内訳の末尾には「右何レモ所分勘定ニ付別帳へ附替い事」と記されている。

不明な点の若干をあげると、第一銀行純益が十一年下季だけに現われること、西京古預りの性格、永々積立金の十三年上季の急減、十八年下季の急激減、次期における回復などである。

出方 所有地券金高は、二十三年末の「大元方所有物」調書などによると、所有地券額面のことである。十三年上季に金高が急減しているのは、なぜだろうか。なお預面と時価の間には大差がある。

銀行株金の変化は、明治十八年に大元方持の一〇〇万円のうち五〇万円分を同苗名義に移したことによるものである。純益帳の二十三年下季の箇所に「但従前大元方銀行株船万円、同苗八家銀行株サシ^{〔五七〕}万円之処、時勢不得止場合ニ際し屢々衆議熟議之上、十八年上季ヨリ大元方持株ヲサシ万円トシ同苗持ヲ船万円ト改革ス」とある。勘定目録にこれが現われるのは、十九年上季からである。同苗株金が十四年上季までは二五万円であるのは、同苗持五〇万円のうち二五万円は三井銀行から大元方が借入れた形になっていたからである^{〔五八〕}。

純益金による公債証書、株券の購入高は、明治二十五年上季に急激に変化する。その内容はすでに示したが、出方の一覽表

からみていると、期末有金銀行預け金が銀行定期預金になり、それが有価証券の購入代金にまわされたようにみえる。三井鉱山の資本金はどのような形で捻出されたものか、勘定目録ではわからない。三井鉱山合資会社への株金払込みは第五表のとおりである。

第5表 三井鉱山合資会社株金払込

年月日	25.11.11.	25.12.13.	計
八郎右衛門	250,000円	250,000円	500,000円
長五郎	125,000	125,000	250,000
源右衛門	125,000	125,000	250,000
高保	125,000	125,000	250,000
八郎次郎	125,000	125,000	250,000
八三郎	125,000	125,000	250,000
復太郎	25,000	25,000	50,000
守之助	25,000	25,000	50,000
武之助	25,000	25,000	50,000
養之助	25,000	25,000	50,000
得右衛門	25,000	25,000	50,000
計	1,000,000	1,000,000	2,000,000

「右廿六年一月一日新設借入金口へ附替候事」と注記がある。純益帳より。

つぎに「賄受払之部」を検討しよう。

入方 所有地の地代・家賃収入が収入の大部分である。この「所有地地代家賃入費差引上り高」では、支払入費はすでに控

除されている。土地所有・家屋所有そのものに伴う出費は「賄受払之部」の出方には計上されていないはずである。地代・家賃のほかには利足入がかなり多額にのぼっている。貸付金はさきの勘定目録の出方にあるように、大略十方円前後である。そのほかには、十余二村の小作地税、桐、藍その他の販売代金、製茶売却代金がある。出方には製茶場入費があるから、製茶場は大元方の直営であつたらう。収支を較べてみると三井大元方の唯一の生産活動も不成績であつたようだ。

大元方の収入には、三井銀行、三井物産会社、三井鉱山会社の収益は計上されていない。従つてこの段階までは、大元方は出資した直営事業を支配し、そこから収益を吸収する財閥本部のごとき性格はもっていない。潜在的にはそうした性格をもつてゐるが、この段階では、不動産所有者的な性格といふべきであらう。明治十九年の三井家の諸規則にも、大元方のこのような性格が顯然と現われていて興味ぶかいものがある。

出方 このうちで主なものは、宅々定額賄高であるが、これは三井銀行の株金支払が完了した明治十八年には打ち切られた。このとき以後三井同苗は、銀行の純益金(配当金)で生計をたてることになつたからである。あとは大元方の役員役料及び月給、出張費、十余二村経費などである。だいたいは大元方の運営費であつて、さきに指摘した大元方の性格と見合うものである。

つぎに、それではいつたい、三井組の純資産はいかほどかかといふことになるが、以下で大元方勘定目録を補完する資料をか

かげて参考に供したい。ひとつは明治二十三年末の「大元方所有物」調べと「三井組所有物」調べである。もうひとつは、二十五年末の「総勘定差引残高報告表」である。

明治二十三年十二月三十一日調の「大元方所有物」と「三井組所有物」とは内容が同一であり、右の表現では大元方三井組の意に使用されている。右の調書を表示すると第六表のとおりである。三井銀行株一五〇万円は、もちろん大元方名義の五〇万円と三井同苗名義の一〇〇万円の合計である。東京及各地所有地地券面三五万余円は、大元方勘定目録の二十三年末の所有地券金高に一致する。同家屋土蔵の五万七、九五六円は大元方勘定目録とは一致しない。勘定目録では一三万八一二三円になつてゐる。総計は額面(または払込金)で二八一万六五六円であり、時価では三八五万八九五円一円で、時価の方が約一〇〇万円たかくなつてゐる。その主な理由は地価の上昇によるものである。もちろん、これが三井組の全財産ではない。ここに現われてゐないが、実質的には、三越、物産会社、鉱山会社も、三井組の財産であつたことに間違ひはないし、簿外資産が皆無であつたとはいへないからである。また同苗各家個々の財産は、まったく計上されていないであらう。

なお、明治二十五年末には「総勘定差引残高報告表」がある。これと大元方勘定目録の同年末のものと比較すれば一致しなければならぬはずだが、一致しない部分もある。この報告表の諸勘定のなかで、大元方勘定目録に現われてくるのは、地所勘定三四万七、二九五円、土蔵家屋勘定一五万〇、三六九円、三

第6表 大元方所有物 (三井組所有物) 明治23年12月31日調

物 件	数 量	払 込 金	時 価 (代 金)	単 価
三井銀行株券	15,000	1,500,000	1,500,000	
第一銀行株券	5,100	351,000	448,800	1株 88円
日本鉄道会社株券 ^(第一二三)	2,666	133,300	226,610	1株 85円
利根運河会社株券	100	5,000	1,000	1株 10円
旧公債証書		額面 40,000	10,000	100円 = 付 25円
7分金録公債		〃 9,690	10,174	100円 = 付 105円
6分金録公債		〃 1,105	1,149	100円 = 付 104円
整理公債		42,900	42,900	100円 = 付 100円
東京及各地所有地	別紙明細之通	地券面 350,345	1,235,001	
同 家屋土蔵	但元建之半額也	69,061	69,061	
下総国十余二村所有地	但銀下半年中			
諸 貸 金		57,956	57,956	
三井銀行へ定期預ヶ金		200,000	200,000	
同 当 座 預 ヶ 金		56,297	56,297	
総 計		2,816,656	3,858,951	

注, 三井文庫所蔵文書, 別2561-10。 円未清切捨。

井鉱山株式二〇〇万円、三井銀行株式一五〇万円、日本鉄道会社株式一五万九、九四〇円、借入金二〇〇万円、当座借越金三、四三七円などである。第一国立銀行株式、利根川運河会社株式、日本銀行株式の計一二三万五、八八五円はないけれど、勘定目録には、「純益金ヲ以テ公債証書株券買入代価高一二七万八、一七八円があり、ほぼ見合う金額となっている。報告表の諸公債証書勘定五万四、九三五円をさきの一二三万円余に加えると一二九万円となつてそれをやや超過する。貸附金勘定、雑勘定、所有物勘定は勘定目録には見当らない。結局のところ、このときの大元方の財産は積立勘定の三三六万、一八三円余となる。しかし、このうち前述のように地所勘定は地券面の金額であり、時価にすれば八、九〇万円は増加するはずであり、総額では、四二二〇万円程度にはなるものと思われる。株券も時価に評価すれば、この金額はもう少し動くことになる。

さて、以上の検討によつて、つぎのことがいえるだろう。大元方の性格は、明治九年の三井銀行と三井物産の創立によつて、それまでの事業本部、諸営業店への出資者としての性格は後退し、主導権は三井銀行へ移つたとみられる。ことに三野村利左衛門がその方向への推進者であつたことは、前稿でのべたとおりである。九年段階における計画では、三

第7表 総勘定差引残高報告表

摘 要	差 引 残 高	
	借 方	貸 方
積立勘定		3,361,183,865
諸公債証券勘定		
六分金録公債証券書	835,000	
整理公債証券書	42,900,000	
旧公債証券書	11,200,000	
	[54,935,000]	
諸株式勘定		
三井銀行株式会社	1,500,000,000	
第一国立銀行株式会社	958,885,000	
日本鉄道会社株式	159,940,000	
利根運河会社株式	7,000,000	
日本文庫銀行株式	270,000,000	
三井山會社	2,000,000,000	
	[4,895,825,000]	
地所勘定		
東京 京都	243,982,254	
大坂 坂	3,382,424	
横濱 浜	15,474,922	
神戶 戸	28,225,798	
河内 坂	14,741,811	
新田	499,565	
村	40,988,979	
	[空白]	
	[347,295,753]	
土藏家屋勘定		
東京 京都	64,578,439	
大坂 坂	9,380,526	
横濱 浜	36,181,384	
神戶 戸	36,376,550	
	3,852,700	
	[150,369,599]	
預り金勘定		113,905,513
借入金勘定		2,000,000,000
借当座借越金		3,437,144
貸附金勘定	25,928,810	
雑勘定	1,190,704	
所有物勘定	2,981,656	
	5,478,526,522	5,478,526,522

明治二十五年十二月三十一日

大元方

井組がそのまま三井銀行になるといふ考えであり、従つて大元方はほとんど姿を没しそつになつていたから、それも当然であつた。そのため大元方は、土地・家屋および一定の貸金を管理し、維持する機関となり、同苗への賄料の支給も大元方

の任務ではなくなつた。唯一の例外は、十余二村開墾場の経営のみであつたといえるだろう。だから、大元方・銀行・物産の三者の關係についていうと、以前は大元方が営業店を指揮する立場にあつたが、九年以後並列的なものとなり、大元方は三井

注、三井文庫所藏文書。追 737. () 内は筆者の補足

同苗の共有財産のうち非營業的資産の管理機關と三井同苗の人的結合機關との兩者の性格を兼ねそなえたものといった程度になつてしまつたとみてよい。このことは、明治十九年の三井家申合家則と三井組成規をみればあきらかである。ここで規定されている大元方の役割は、三井組財産の管理と三井組の事務取扱いが主要なものであつて、明治二十四年十二月の三井家仮議会議規則における仮評議会の役割とはあきらかに質的な差をもつてゐる。仮評議会議規則においては、仮評議会は三井組各企業に対する指揮と管理の役割が規定されてゐるのである。中上川彦次郎の三井銀行理事就任以来、三井銀行も大元方もその性格をかえていくのである。

(1)(2) 三井文庫所藏文書、続二一六一〜三。

(3) 同、別二〇一三。

(4)(5)(6) 安岡重明「明治十年代の三井組」『同志社商学』第一九卷第二号、一九六七。

三、明治二十年代後半の財産状態

大元方勘定目録は明治二十五年末で打切れ、それ以後は存在しないものと思われる。三井文庫の目録を調べたが見当らないから、そう考えてよからう。それには二つの条件があつたと思われる。ひとつは、明治二十四年末に三井家仮評議会が設置され、これが大元方に代る機関となつたことである。仮評議会は、二十六年十一月解散され、三井同族会となるまでの暫定的

な機関であつたため仮の称呼がつけられたのであろう。もうひとつの理由は、明治二十三年四月に民法、商法が公布され、若干の変更をへて、二十六年七月一日から商法が一部実施される運びとなつたので、三井の諸企業が改組され、それに伴つて三井大元方ないしは仮評議会も性格を変えていかざるをえなかつたことである。

おそらく、大元方勘定目録に代わる決算簿は、完全に形をかえてゐるが、明治二十六年十二月三十一日調べ以後半年ごとに行なわれてゐる財産調査表であらう。このときの調査表は「合名会社三井銀行・三井鉱山合名会社・三井物産合名会社・合名会社三井呉服店・財産調査表」とされてゐる。二十七年六月三十日調からは三井元方が加わり、二十九年六月三十日調べから三井地所部と三井工業部が加わる。その名称も二十七年六月からは「資産負債及財産額調査表」と改められてゐる。各企業の財産額を一覧表にしたのが第八表である。注意すべき諸点をあげる。

(一) 三井元方財産は二十六年末には計上されず、二十七年六月から計上されている。この段階では、各社の財産すべてが三井元方の財産という考えであつたように思われる。各社の負債欄に資本金勘定がないのは、そのことを示している。二十七年上季から各社の負債欄に資本金勘定が加えられたが、締切つたあと加筆された形になつてゐる。二十七年下季からは正式に記載されるようになる。

(二) したがつて、二十七年上季の財産総額九〇五万余円の

第8表 三井采諸企業の財産表 (単位円, 円未満切捨て)

	三井元方	三井銀行	三井鉱山	三井物産	三井呉服店	三井地所部	三井工業部	計	備 考
明治26.12.31									
27.6.30	5,277,028	4,718,296	2,210,653	1,045,265	517,934			8,492,122	三井元方の財産額は合計に含まれず 計は各社純財産より資 本金を差引く
27.12.31	5,359,061	1,900,169	2,777,284	1,175,290	551,588			9,054,584	
28.6.30	5,401,057	2,687,262	1,313,573	535,414	111,605			8,921,579	
28.12.31	5,630,567	5,076,347	1,790,116	923,770	82,273			10,407,937	
29.6.30	6,959,746	4,867,668	2,153,948	1,530,290	103,352			13,739,739	
29.12.31	7,895,528	4,177,596	1,582,263	1,453,232	132,137			17,531,029	
30.6.30	9,246,437	4,309,898	1,457,841	259,872	127,238			17,155,245	
30.12.31	9,345,633	3,030,663	1,421,681	602,083	142,120			18,667,974	
					160,777			18,576,274	

なかには、三井元方の五二七万余円は加えられておらず、三井銀行以下の各社財産の合計額九〇五万余円が計上されているのである。これは二重計算をさげたためである。二十七年十二月決算からは、各社の資本金は負債として差引かれるようになったので各社の財産額が急減している。

その他各企業において財産額が急変しているケースが多いが、全体としては満四年間に財産を倍増させる急速な発展を占めているのである。

ところで、明治二十五年末の調査では大元方財産(総勘定差引残高報告表には大元方と明記されている)は約四二〇万程度

であったから、一年後の二十六年末に約八五〇万円になっているのはおかしいように思われるだろう。しかし、報告表には銀行・鉱山については資本金のみが計上され、物産・呉服店の財産額は計上されていなかった。二十六年末の財産表には、銀行・鉱山については、財産額と資本金との差額、物産と呉服店については全財産額が新たに加えられている。すなわち銀行分二七・一八万円、鉱山二二万円、物産一〇四・五万円、呉服店五一・七万円、計四四九万円があらたに登場したのである。これと四二〇万円とを加えると八六九万円となり、二十五年末の財産額と二十六年末のそれとは連続した数字になるのである。

さてここで、当面の課題である三井元方についてみる。明治二十七年六月末に附加された三井元方の財産表をみると、五二七万余円の三井元方の財産の主要なものは、銀行・鉱山・物産・呉服店の資本金計五五〇万円と地所勘定一二二万余円である。諸会社出資金の一部は借入金によって賄われた計算になる。銀行・鉱山・物産・呉服店とともに合名会社であり、三井同苗が社主になっている。したがって、このときの三井元方は江戸時代の元方とも、明治四十二年に成立した三井合名会社とも性格をことにするが、明治九年の改革によって後退した元方の地位を回復したとはいいうるであろう。各合名会社の出資者として三井元方はその地位を再確立する。合名会社の社主は、三井同苗の主人たちの個人名になっているが、株式は主人たちの個人財産ではなく、三井の共有財産の各部分に個人名儀がつけられているにすぎない。四合名会社の株主は、三井元方ではなく、三井同苗十一名であるのに、財産表においてそれらの株式所有者が三井元方として現われてくるのは、形式的には社主は三井各家の主人たちであつても、実際は三井元方がその所有者であることを示しており、三井元方の所有物とは、三井同苗の共有財産であることを意味するのである。

こうした結合形態をもつ三井同族のあり方およびその変化は、それ自体きわめて興味ぶかい問題である。それについては、稿をあらためて検討したい。

(一) 福島正夫氏は「同族会という新組織が大元方の改称であることはいうまでもない」(『日本資本主義と「家」制度』東京大

学出版会、一九六七年、三八六ページ)とされ、柴垣和夫氏は、明治二十六年十一月、三井組を三井元方と改称し、仮評議会を解散して、三井同族会を設置したと、される(『日本金機資本分析』東京大学出版会、一九六五年、一〇九ページ)。柴垣氏の表現では、三井同族会は仮評議会の改組されたものであるような感じがする。『三井銀行八十年史』には、二十六年十一月二日「三井組を三井元方と改称、三井家同族会設置」(セセルページ)とある。これまでの研究では、大元方、三井組、三井元方、三井家仮評議会、三井家同族会等の関連がはつきりしない。

(一九六七年八月三〇日稿)